

↳ 輸送事故に伴う損害賠償金

Q : 当社では、貨物の輸送中の事故により、その貨物を納品先が引き取らない場合、運送会社はその貨物の取引価格の全額を損害賠償金として請求しておりますが、これは消費税の課税の対象となりますか？

A : 事故貨物がそのまま又は軽微な修理を加えて使用することができるようなものは、課税の対象となりますが、生花や酒類のように修理等を加えても使用できないようなものは、課税の対象とはなりません。

【解説】

損害を受けた棚卸資産が加害者（加害者に代わって損害賠償金を支払う者を含みます。）に引き渡される場合で、その棚卸資産がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときは、譲渡代金に相当する損害賠償金は、資産の譲渡等に係る対価となり、消費税の課税の対象となります。

したがって、貴社の事故にあった貨物がそのまま又は軽微な修理により商品として使用できるものである場合には、その損害賠償金相当額は課税の対象になります。

しかし、生花や酒類のようなもので、そのまま又は軽微な修理を施しても商品として使用できないと認められるものについては、課税の対象になりません。

また、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴って受け取る損害賠償金も、課税の対象にはなりません。

